

事業系ごみ 減量マニュアル

令和7年度（2025年度）版



吹田市環境部

はじめに

これまで、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の３Ｒにおける取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく取組の推進、市民意識の向上等により最終処分量の大幅削減が実現する等、循環型社会形成に向けた環境負荷低減の取組みは着実に進展してきました。

しかし、世界規模で資源制約が強まる中で、天然資源の消費を抑制していくことがより強く求められていること、循環基本法（循環型社会形成推進基本法）における優先順位がリサイクルよりも高い２Ｒ（リデュース、リユース）の取組が遅れていることのほか、廃棄物等から有用資源を回収する仕組みが十分に整備されていない等の課題は依然として存在します。

こうした状況を踏まえて、本市においても、令和４年度（２０２２年度）から令和１０年度（２０２８年度）までの「吹田市第３次一般廃棄物処理基本計画」を令和４年（２０２２年）２月に策定し、市民、事業者とともにごみ減量・再資源化に取り組む、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指しています。

事業者の皆さまには、本マニュアルを活用して、私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことで、より一層のごみ減量・再資源化に取り組んでいただくとともに循環型社会形成へ向けた取組みをお願いします。

目 次

1	現状と課題	1
2	事業系ごみとは	2
3	事業者の責務	2
4	3 Rとは	3
5	ごみ減量のメリット	4
6	ごみ減量への手順	5
7	3 種に分別を	6
8	職場でこんな取組を	7
①	オフィス・事務所編	8
②	製造業編	9
③	小売店編	10
④	飲食店、ホテル、結婚式場編	12
⑤	興行場・遊技場、文化施設編	15
9	事業系ごみ Q & A	16

〈参考資料〉

1	廃棄物の区分及び種類	17
2	吹田市一般廃棄物（ごみ）処理許可業者	18
3	機密文書・廃棄文書リサイクル事業者	18
4	廃食用油リサイクル業者	18

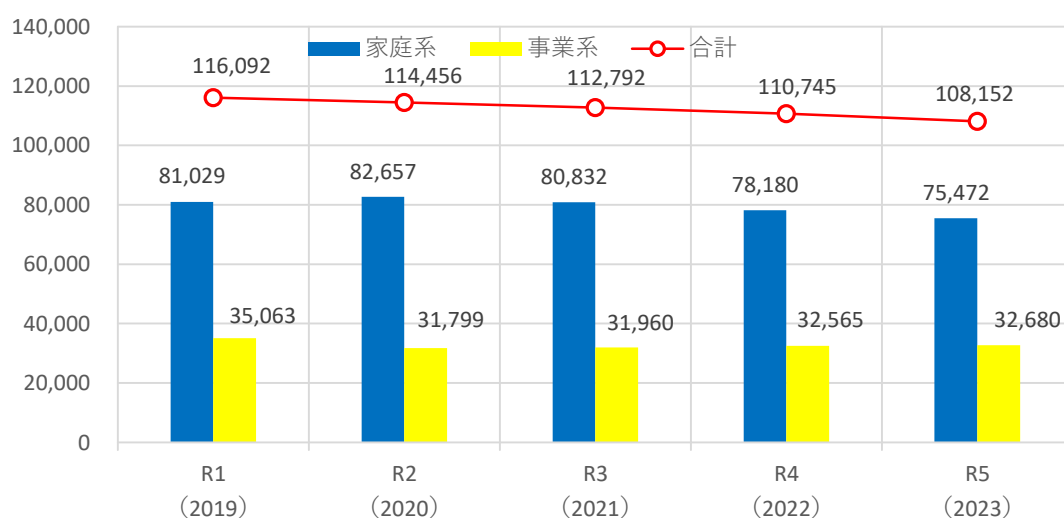
1. 現状と課題

吹田市における令和5年度（2023年度）のごみの総排出量は、約108,152トンです。このうち事業系のごみについては、約32,680トンとなっています。

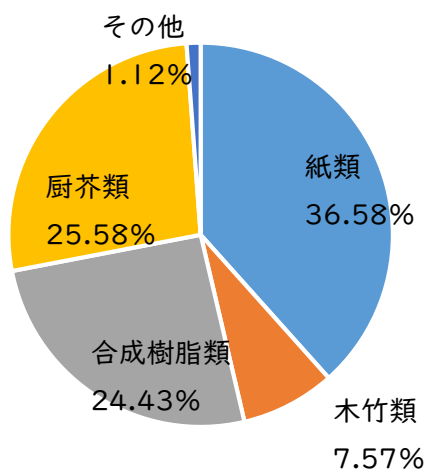
令和6年度に御提出いただいた「吹田市事業系一般廃棄物減量計画書」（令和5年度実績）によると、事業系一般廃棄物の資源化率は「段ボール」は、高い割合を示していますが、「OA用紙」や「雑がみ」は、低い割合となっています。

事業者の皆様には、令和4年度（2022年）2月に策定した「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」で重要な施策として挙げている雑がみのリサイクルや食品ロス削減をはじめとした環境に配慮した事業活動をしていただきますよう、お願いいたします。

1 吹田市ごみ排出量の推移（家庭系・事業系）



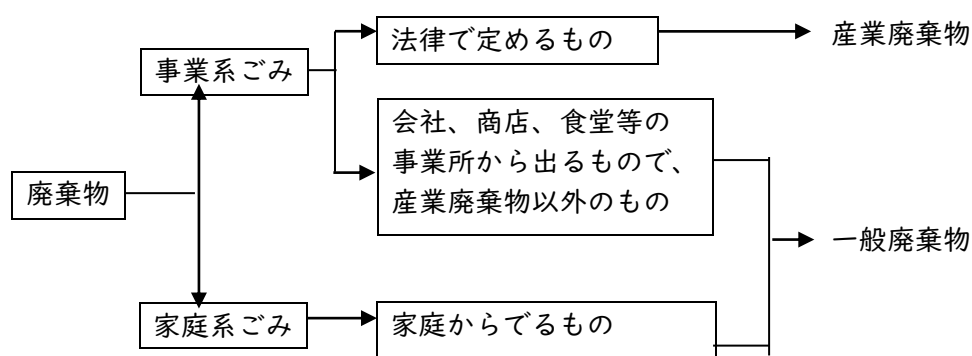
2 令和5年度 吹田市のごみ質調査（事業系燃焼ごみ）



2. 事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことで、事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、病院・学校・ボランティア活動団体等、公共公益事業等を営む者も含まれます。事業系ごみは、さらに一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ定められた処理が義務付けられています。

本市では、事業系一般廃棄物のうちの燃焼ごみのみ市の焼却施設で受け入れています。ただし、収集は行いません。



※17ページの「参考1」を御参照ください。

3. 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）には、事業者の責務として、次のようなことが定められています。

- 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること。
※「自らの責任において適正に処理する」とは、自家処理するだけでなく、処理費用を負担して他者に処理を委託することも含みます。
- 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めること。
- 物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が終局的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。



4. 3Rとは

限られた資源の有効活用のため、発生抑制を最優先とした環境負荷の少ない循環型社会を構築するために取組む行動には優先順位があります。

第1にごみの発生を抑制する「Reduce（発生抑制）」、第2に繰り返して使用する「Reuse（再使用）」、第3に再び資源として利用する「Recycle（再生利用）」があり、これらの頭文字をとって「3R」と呼びます。この3Rを実践することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成が可能となります。

3Rを効果的に実践した後、残ったごみは熱回収に利用し、最後に適正処分を行います。

これらの優先順位を踏まえて、ごみ減量・再資源化に取り組んでください。

3 R	優先順位	
	1 リデュース (発生抑制)	ごみになるものを買わない・作らない・受け取らない等により、ごみの発生そのものを抑制します。 ごみの総排出量が少なくなるので、資源が節約され、ごみ処理による環境負荷を無条件に軽減することができます。
	2 リユース (再使用)	一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、繰り返し使用します。 製品を生産するための資源を節約し、環境負荷を軽減することができます。
	3 リサイクル (再生利用)	不要になったものに手を加え、再び原材料として利用します。 天然資源の利用量やごみの発生量は減らすことができますが、回収された製品を原材料に戻して再度製品に加工するため、新たに環境負荷が生じます。
	4 熱回収	廃棄物を単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用します。
	5 適正処分	最後に残った廃棄物を、最終処分場に埋め立てます。



5. ごみ減量のメリット

廃棄物の減量への取組は、事業所の経費削減、再生資源の売却益につながります。

- 1 節約を心がけることは、事務用品やエネルギーの無駄使いを減らすことになり、経費節減につながります。
- 2 ごみを出さない職場づくりを目指すことは、職場の効率化や製造工程の合理化等、経営の効率化につながります。
- 3 「環境」という社会のニーズに企業として対応していくことで、社員・従業員の意識改革を図ることができます。
- 4 世界的に環境問題への関心が高まっている今、消費者は事業者の環境問題への取組に注目しています。環境を軽視した事業活動を行っている事業者は、消費者の支持を失う恐れがあります。

また、事業所全体でごみ減量や再資源化を積極的に推進することは、事業所の経費削減等につながります。

「ISO14001」¹や「エコアクション 21」²の認証を取得することは消費者や取引先等の関係者の信頼性を大きく向上させます。

¹ 国際標準化機構（ISO）が定める環境管理全般に関する国際規格。

ISO14001 は、環境マネジメントサービスを定めた仕様です。

² 環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境レポートガイドライン」に基づく、広範な中小企業・学校・公共機関のための認証・登録制度です。

6. ごみ減量への手順

ごみ減量・再資源化の推進に向けて、各職場に合ったシステムをつくりましょう！

1. ごみ減量・再資源化のための組織作り

2. 現状把握

- ごみの種類・量の把握
- 資源化・処理状況の把握
 - ◆ごみ保管場所に集められたごみの内容調査をする。
 - ◆毎回計量する。困難な場合は一定期間計量を行い、推計する。
 - ◆資源化・処理状況は契約している廃棄物処理許可業者に確認する。

3. 発生抑制と再資源化の検討

- 発生抑制が可能なものはないか研究
- 再資源化が可能なものはないか研究
 - ◆まず各職場に合った「ごみを減らす方法」を考える。
 - ◆発生したごみの再資源化については廃棄物処理許可業者とよく相談し、できる限り再資源化の方法を考える。

4. ごみ減量・再資源化計画の作成

- 資源化物の品目決定や分別方法の決定
- 資源化物や廃棄物の保管場所の整備
- ごみ減量化・再資源化の目標値の設定
- 廃棄物処理許可業者と契約の確認・見直し
 - ◆業者との契約は、分別区分、収集回数、場所、料金等をよく相談し、ごみ減量化・再資源化に協力を得ること。

5. 社員、従業員への計画の周知

- 分別の種類、方法の周知徹底
- 社員、従業員の役割の周知徹底

6. 計画の実行

7. 問題点の抽出・システムの改善

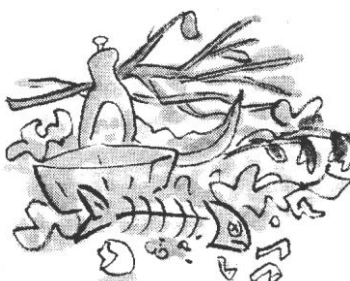
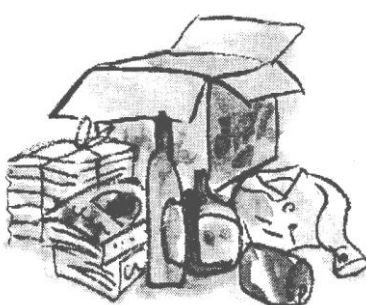
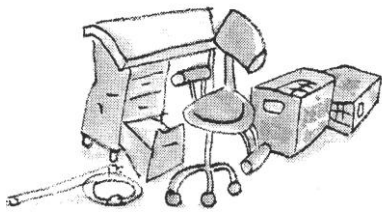
7. 3種に分別を

事業系ごみは3種に分別して適正処理をしてください！

事業活動にともなって排出されるごみは、下記の区分に従って3区分に分別し、事業者自ら処理するか、又は、市が許可した業者（18ページの「参考2」を御参照ください。）に収集・運搬を依頼して適正に処理してください。特に、燃えるごみに資源ごみが混入しないようにしてください。

また、多量排出占有者（毎月2トン以上のごみを排出している事業者）の方は、自ら減量目標値を設定した事業系一般廃棄物減量計画を定め、毎年度、市に提出しなければなりません。また、多量排出占有者は一般廃棄物の分別排出及び資源化を徹底するため、廃棄物管理責任者を選任し、市に届け出なければなりません。

◆事業系ごみの分別方法

市の工場に搬入できるごみ	燃えるごみ ○汚れた紙 ○感熱紙、カーボン紙 ○たばこのすいがら 等		市の許可を受けて焼却工場へ自己搬入³するか、又は許可業者に収集依頼をしてください。
	資源ごみ ○新聞・雑誌 ○ダンボール ○OA用紙 ○びん・缶 ○古布		事業者の責任で資源化するか、又は許可業者に収集依頼をしてください。
市の工場に搬入できないごみ	上記以外のごみ ○産業廃棄物 ○粗大ごみ ○不燃ごみ		事業者の責任で適正に処理するか、又は許可業者に委託契約をして適正に処分してください。

³ 市の工場へ自己搬入するときのお問い合わせは、
資源循環エネルギーセンター（Tel 6 8 7 7 - 3 0 3 8）

8. 職場でこんな取組を

事業所から発生するごみは、業種によって、また同じ業種の中でも取扱品目によって、多種多様です。

次ページ以降に、事業所の業種・業態別に「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」「環境への意識」の行動例を示しています。

あなたの事業所に該当する業種のページを御覧ください。（該当する業種がない事業所は、それぞれの業態、事業内容等に応じて応用してください。）

すぐに実行できることばかりではないかもしれませんが、事業所で出来ることから実行すれば、その積み重ねが地球にやさしい「循環型社会」への転換につながります。

各事業所において、１．「リデュース」２．「リユース」３．「リサイクル」の優先順位のもと、取組の一層の充実をお願いします。

① オフィス・事務所 編

P.8

② 製造業 編

P.9

③ 小売店 編

P.10

④ 飲食店、ホテル、結婚式場 編

P.12

食品リサイクル法、食品ロス削減推進法について

⑤ 興行場・遊技場、文化施設 編

P.15



① オフィス・事務所 編

1.リデュース（発生抑制）行動例

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。（両面コピーの励行、文書の共有、電子メールやタブレットの活用によるペーパーレス化等）
- 事務用品の購入にあたっては、必要性を十分検討し、無駄な在庫を持たないようにする。
- ごみ箱をできるだけ減らす等により、社員が安易にごみを出すのを抑制し、資源化可能なものをごみにしない体制をつくる。
- お茶やコーヒー等は湯のみやカップを利用して、使い捨て容器（紙コップ等）の使用量を減らす。

2.リユース（再使用）行動例

- ミスをしたコピー用紙や片面コピーを行ったのち不用となったコピー用紙は、内部資料用のコピー用紙やメモ用紙等に再使用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダー等は、内部連絡等に再使用する。
- 不用となった事務机等は、他の部署で再使用する。

3.リサイクル（再生利用）行動例

- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒等）に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。（資源物回収BOX設置等）
- 機密文書は、その再資源化方法を収集運搬許可業者と相談する。また、裁断や溶解処理の上、再生利用する専門業者に相談する。（18 ページ「参考3」を御参照ください。）
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。
- OA用紙、印刷物には再生紙を購入し、使用する。
- 雑がみ専用ボックス等を設置し、廃棄物許可業者に資源化物として引き渡す。
- コピー機、パソコンプリンター等のトナーカートリッジ等は、メーカー回収等によりリサイクルする。

◎環境への意識

- 1 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げる等、行動計画を作成する。
- 2 環境への取組推進のための社内の組織を整備する。
- 3 ごみ減量や資源化の意義等について、社内での環境学習を推進する。
- 4 ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 5 ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- 6 環境への取組について情報提供に努める。（環境レポートの公表等）
- 7 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

② 製造業 編

リデュース（発生抑制）行動例

- 製品アセスメント等の事前評価を実施し、ごみになりにくい、リサイクルしやすい等、環境負荷の低い製品の企画、設計を促進する。
- 製品の小型化等、同一機能に対する資源使用量の極小化に努める。
- 素材、設計の改良により、寿命の長い製品を開発、生産する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応等、修理サービスの向上に努める。
- 製造過程では廃棄物の発生を抑え、発生したものについてはリサイクルする。
- 生産、加工段階での包装、梱包について、簡易包装に努める。

リユース（再使用）行動例

- 容器のリターナブル化やデポジット制を実施する。
- 詰替え可能な商品の生産の促進を図る。
- 再使用可能な部品を使用する。
- 通い箱、パレットの使用等、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を推進する。

リサイクル（再生利用）行動例

- 原料に再生資源を積極的に利用する。
- リサイクルに関する技術開発を推進する。
- ごみ減量、リサイクルに適した商品、再生品であることの表示に努める。
- 製品及び梱包材等を回収、リサイクルする。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒）等に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 有害化学物質の使用の廃止・削減を促進する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げる等、行動計画を作成する。
- ごみ減量、リサイクルの意義等について、社内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内の組織を整備する。
- 環境への取組について、情報提供に努める。（環境レポートの公表等）
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

③ 小売店 編

リデュース（発生抑制）行動例

- レジ袋無料配布中止等を導入し、マイバッグの持参を呼びかけて、レジ袋の削減に取り組む。
- 量り売り等、消費者が必要な数・量を購入できる仕組みを整備する。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応等、修理サービスの向上に努める。
- 賞味期限切れ商品等の廃棄を削減する販売管理の徹底を図る。
- 食料品の加工くずや売れ残り品等は水切りをして処分する。生ごみのたい肥化に努める。
- メーカーや卸売業者等、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や引取りを依頼する。

リユース（再使用）行動例

- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に販売、回収する。
- 詰め替え商品等、長期間繰り返し使用できる商品を積極的に販売する。
- 流通用梱包材は、繰り返し使用できるものを採用する。

リサイクル（再生利用）行動例

- 食品トレイ、ペットボトル等、容器包装の店頭回収を行う。
- 食料品の加工くず、売れ残り品等は、生ごみ処理機等によるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- ボタン型電池、充電式電池等、使用済みの商品を回収し、リサイクルルートに乗せる。（電気店）
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（ＯＡ用紙、包装紙、封筒等）に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみ及び資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 適正処理が困難な商品は、製造者や納品業者と協力して持ち帰ってもらう等、適切な措置を講じる。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げる等、行動計画を作成する。
- ごみ減量・リサイクルの意義等について、店内での環境学習を推進する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。
- 「エコショップ」宣言し、自主的なごみ減量・リサイクルの取組を行う。

「エコショップ」に参加しませんか？

- エコショップ制度とは？
ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店を「エコショップ」として登録する制度です。
- エコショップとは？
ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店のことで、具体的には、次のうち、いずれか一つ以上実施している小売店がエコショップとして登録できます。
 - ① 包装紙・袋等の簡素化等簡易包装の推進
 - ② 紙・プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
 - ③ 空き缶、びん等不用になった容器等の回収
 - ④ 再生品を使用したエコマーク商品等の販売
 - ⑤ 広告チラシ、事務用紙等紙の使用量の抑制
 - ⑥ 再生紙等再生品の利用促進
 - ⑦ 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
 - ⑧ 地域集団回収への協力（回収物の引き取り、場所の提供等）
 - ⑨ 消費者に対し、ごみ減量化・リサイクルの呼びかけをしている
 - ⑩ その他、店の創意工夫によるごみ減量化・リサイクルの推進
- エコショップとして登録するには？
環境政策室に登録申請書を提出してください。申請書は環境政策室ホームページからダウンロードできます。また、環境政策室窓口でもお渡します。
- エコショップになると、どんなことがあるのか？
 - ① 本市ホームページに掲載され、消費者向けにPRされます。
 - ② 店頭に掲示するためのステッカーをお渡しします。
 - ③ 特別な義務は一切ありません。それぞれのお店が自主的に、ごみ減量化・リサイクルの取組を行っていただければ結構です。
 - ④ 本市からごみ減量・リサイクル推進のための事業について、呼び掛けをお願いすることがあります。



④ 飲食店、ホテル、結婚式場 編

リデュース（発生抑制）行動例

- 調理時に無駄な生ごみを出さないよう、調理を工夫する。
- 数・量の注文ができるようにする等して、食べ残しの減少に努める。
- 生ごみを出す前は水切りをする。
- ペーパータオル、紙コップ等の使い捨て用品の使用を控える。
- 分包のシュガーやミルク等の使用を控える。
- 石鹸、シャンプー等は、ディスペンサー容器を採用する。
- ごみ箱は必要最低限とし、できる限り置かない。
- メーカーや卸売業者等、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や引取りを依頼する。

リユース（再使用）行動例

- 酒類、しょうゆ、ジュース等は、リターナブルびんを使用した商品を仕入れるよう努める。
- 割り箸を塗り箸に切り替える。
- 食品や物品の仕入れに使用する容器等を通い箱化する。

リサイクル（再生利用）行動例

- リサイクルボックスを設置し、来客者が分別排出できるようにする。
- 残飯や調理くずは、生ごみ処理機等によるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- 廃食用油（植物油）を分別排出し、再資源化に努める。（18 ページの「参考4」を御参照ください。）
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒等）に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルを掲げる等、行動計画を作成する。
- ごみ減量、リサイクルの意義等について、社内での環境学習を推進する。
- 環境への取り組み推進のための社内の組織を整備する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。
- 食べられるにも関わらず廃棄される食品を削減するための取組を推進する。

食品リサイクル法について

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）とは？
平成 13 年 5 月に施行された法律で、食品関連業者が食品廃棄物の発生抑制、再生利用、熱回収、減量に取り組むことが求められています。

- 食品廃棄物とは？
食品の製造や調理過程で生じる動植物性残渣、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等が、食品廃棄物です。

- 食品関連事業者とは？

食品製造・加工業者	食品の卸売・小売業者	飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者
食品メーカー等	百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋等	食堂、レストラン、ホテル、結婚式場等

- 食品の再生利用等に取り組むときの優先順位

1 発生抑制 (リデュース)	生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直し等によって、食品廃棄物そのものの発生を抑制します。
2 再生利用 (リサイクル)	食品廃棄物のうちで再資源化できるものは肥料や飼料、油脂や油脂製品、メタン、炭化製品（燃料又は還元剤としての用途）、エタノールの原材料として再生利用します。
3 熱回収 (サーマル リサイクル)	再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が困難な食品循環資源であって、メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率でエネルギー回収できる場合に限り選択できます。
4 減 量	再生利用できない場合等は、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にします。

- その他

個々の食品関連事業者ごとに再生利用等の実施率目標の設定や食品廃棄物等多量発生事業者に対して、定期報告義務が設けられています。

- 食品リサイクル法に関するお問い合わせ先

- ・ 近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課 TEL 075-414-9024
- ・ 大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課 TEL 06-6210-9540
- ・ 環境省 TEL 03-3581-3351
- ・ 農林水産省大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課
TEL 03-3502-8111

食品ロスの削減の推進に関する法律について

○ 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）とは？

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進するための法律です。

令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

● 当該法律における基本的施策

- ・ 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ・ 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ・ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ・ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ・ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進法に関する詳しいお問い合わせは、

・ 消費者庁消費者教育推進課 TEL 03-3507-9244

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/



⑤ 興行場・遊技場、文化施設 編

リデュース（発生抑制）行動例

- 来場者に、ごみの持ち帰りの協力を呼びかける。
- ごみ箱は必要最低限とし、できる限り置かないようにする。
- 売店等では購入者に袋の要否について声かけする等して、レジ袋の削減に取り組む。
- 生ごみは水切りをする。
- 来場者にペーパータオル、紙コップ等使い捨て用品の提供を控える。
- メーカーや卸売業者等、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や引取りを依頼する。
- 使い捨て容器の弁当箱は、納入業者に持ち帰ってもらう。

リユース（再使用）行動例

- リターナブルびんやデポジット制の商品を採用する。
- 飲食容器は、繰り返し使用できるリユース食器を採用する。
- 通い箱、パレットの使用等、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を推進する。

リサイクル（再生利用）行動例

- リサイクルボックスを設置し、来客者が分別排出できるようにする。
- 残飯や調理くずは、生ごみ処理機等によるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒等）に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 経営方針にごみ減量・リサイクルを掲げる等、行動計画を作成する。
- ごみ減量・リサイクルの意義等について、社内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内の組織を整備する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

9. 事業系ごみQ & A

Q 1 事業系ごみとは何ですか？

A 1 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみ全てのことをいいます。

参考：P 2

Q 2 事業活動には何が含まれますか？

A 2 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場等営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれます。

Q 3 事業所からでたごみの処理はどうすればいいのか？

A 3 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか市の許可を受けている一般廃棄物処理許可業者に委託してください。

また、資源化できるものは業者と相談して資源化してください。

参考：P 6

Q 4 少ししかごみが出ない。種類も一般家庭から出るごみと変わらないが家庭ごみと一緒に出してよいか？

A 4 事業系ごみは、量や内容に関わらず事業活動に伴って排出されたごみですので、少量であっても、事業者自ら処理するか市の一般廃棄物処理許可業者、若しくは産業廃棄物許可業者に委託契約をして適正な処理をしてください。

参考：P 18（一般廃棄物処理業者）

Q 5 事業系ごみを一般家庭のごみ集積所に出したら、罰則がありますか？

A 5 地域のごみ集積所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。

また、事業系ごみを一般家庭のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので、「廃棄物処理法」により罰せられます。

Q 6 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、アルミ缶等は地域の集団回収に出してもいいのですか？

A 6 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業所から出る資源化物を出すことはできません。一般廃棄物処理許可業者と資源物収集の契約をしてください。

Q 7 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいのですか？

A 7 まずは市の一般廃棄物処理許可業者にご相談ください。また、出張裁断や直接溶解を行う機密書類処理専門業者も増えていますので、そちらにも御相談ください。

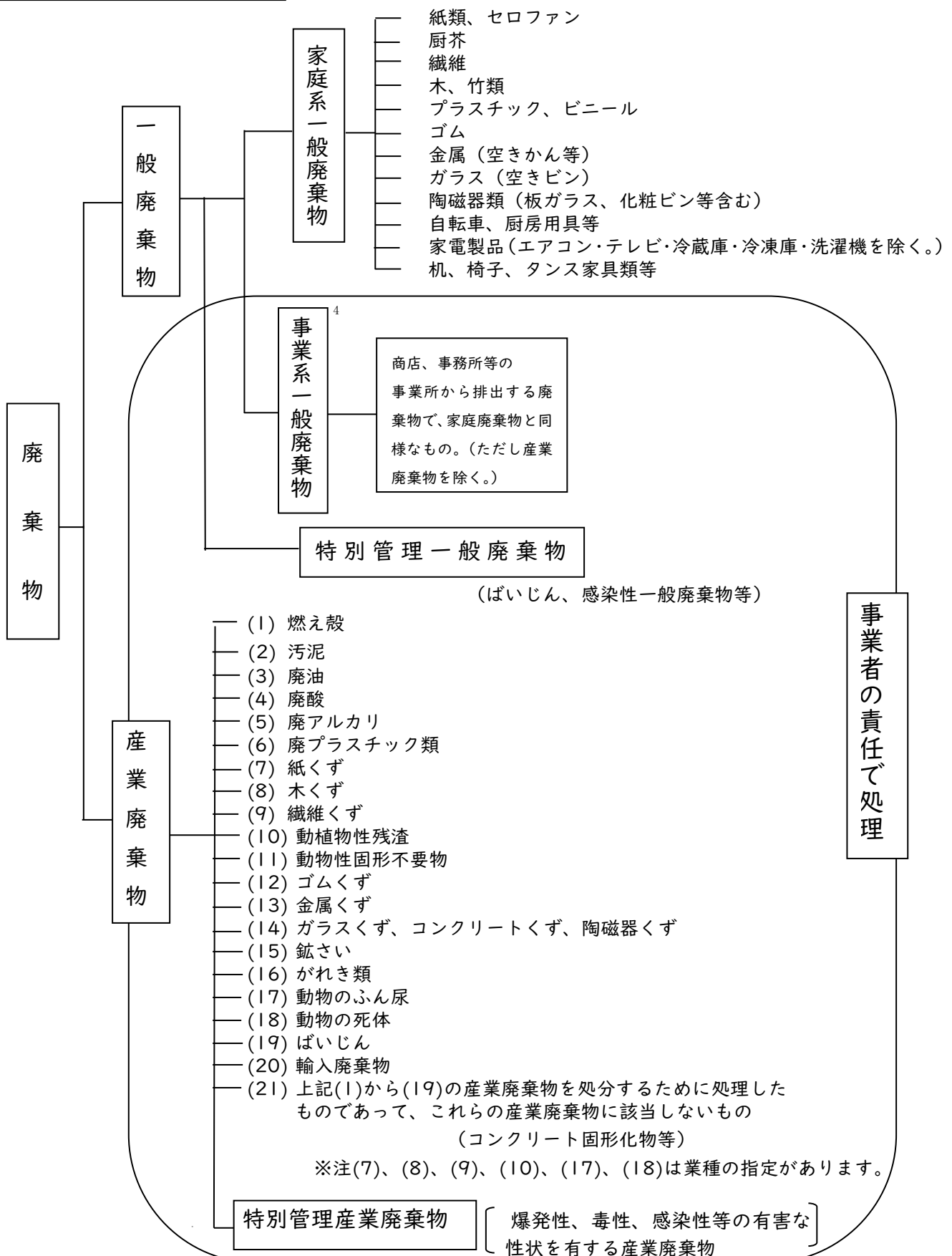
参考：P 18「参考3」

シュレッダー処理された紙も資源化できますので、一般廃棄物許可業者に御相談ください。ただし、シュレッダーにかけるとかさばるため、できるだけシュレッダーにかけずに量をためておいて一般廃棄物許可業者、又は専門業者に御相談ください。

Q 8 従業員が出した弁当ごみはどうしたらいいですか？

A 8 従業員が出した弁当ごみについては、家に持ち帰って家庭ごみとして処分してください。事業所のごみと一緒に出す場合は、事業系ごみとして処理します。

参考 1. 廃棄物の区分及び種類



⁴ 事業系一般廃棄物……事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

参考2. 吹田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大建工業所	吹田市山田西1-34-1	06-6877-0771
大道興業(株)	吹田市中の島町4-47	06-6382-3944
西川清掃(株)	吹田市岸部中2-10-10	06-6388-2131
鍵本産業(株)	吹田市川岸町7-10	06-6323-0332
北大阪清掃(株)	吹田市南吹田1-15-19	06-6319-0957
(株)石原産業	吹田市垂水町1-56-5	06-6330-5660
都市クリエイト(株)	吹田市南吹田5-6-11	06-6368-6037
(株)マルサン	吹田市江坂町3-48-51	06-6190-2567
(株)NANBU	吹田市江坂町5-21-9-203	06-6190-8888
(株)村尾興業	吹田市東御旅町5-34	06-6370-2400

※収集回数、料金等は直接業者にお問い合わせください。

参考3. 機密文書・廃棄文書リサイクル事業者

事 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)アリビオ	(本店) 吹田市山田西1-22-A1-110	072-749-5170
大阪紙業(株)	門真市四宮4-2-41	0120-54-7838 072-883-0561
(株)後藤 南大阪営業所	八尾市南本町9-5-18	0729-92-3789
(株)シオザワ 関西支社	東大阪市楠根3-5-34	06-6745-4030
(株)高浄	高槻市大塚町1-19-5	072-675-5411
ナカバヤシ(株) 大阪本社	大阪府中央区北浜1-20	06-6943-5555
(株)日本パープル 大阪支店	吹田市南金田2-8-17	06-6310-9525
(株)リバーズ 大阪営業所	大阪府北区西天満3-14-16	06-6313-2227

※処理方法、料金等は直接業者にお問い合わせください。

参考4. 廃食用油リサイクル業者

※飼料化、肥料化、油脂及び油脂製品（バイオディーゼル）化をしている業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)レポインター ナショナル	京都市伏見区下鳥羽広長町173 番地	075-604-0518
大口油脂	茨木市蔵垣内1-2-17	072-624-7227
(有)イチハシ	豊中市庄内宝町1-1-18	06-6333-4273
植田油脂(株)	大東市深野5-4-22	072-870-3555
浜田化学(株)	尼崎市東海岸町1-4	06-6411-3457

※収集回数、料金等は直接業者にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

○吹田市環境部環境政策室

吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所 高層棟 2 階

電 話 (06) 6384-1702

ファックス (06) 6368-9900

○吹田市環境部事業課

吹田市津雲台 7-7-D138-101

電 話 (06) 6832-0026

ファックス (06) 6832-0092

○吹田市環境部環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ

吹田市泉町 1-3-40 吹田市役所 高層棟 1 階

電 話 (06) 6384-1799

ファックス (06) 6368-7350